

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要

1. 改正の内容

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の改正

① 学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額

独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第8条第1項の規定による授業料の減免を受ける者に対する第一種学資貸与金の額は、学校等及び通学形態の区分に応じ、第一種学資貸与金の上限額から当該者に係る学資支給金の額と授業料の減免の上限額との合計額を控除した額を上限として学生又は生徒が一定の範囲で選択する額とする。

② 学資支給金の額

（ア）学資支給金の額は、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額に応じて、（a）学校等及び通学形態の区分に応じた支給額、（b）当該支給額の3分の2の額又は（c）当該支給額の3分の1の額とする。

（イ）（ア）の支給額算定基準額とは、支給対象者及びその生計を維持する者について、地方税法の規定による市町村民税の所得割に係る課税標準額（分離課税に係る課税退職所得金額を除く。）に百分の六を乗じた額から同法の調整控除の額と税額調整額との合計額（指定都市により課税される者については、当該額に四分の三を乗じた額）を控除した額とする。

（ウ）職業訓練受講給付金等を受けた場合の学資支給金の額の特例を定める。

③ 学資支給金の支給の期間

独立行政法人日本学生支援機構は、以下の（ア）又は（イ）に該当する支給対象者に対して、それぞれ（ア）又は（イ）に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

（ア）過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 支給対象者がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数

（イ）過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち編入学した者等 支給対象者がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数とを合算した月数が72ヶ月を超える場合には、72ヶ月から当該過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数を控除した月数）

④ その他必要な事項を定める。

（3）地方税法施行令の改正

私立学校振興・共済事業団の業務に減免資金の交付を追加したことに伴い、固定資産税非課税の対象となる固定資産を追加する。

2. 経過措置の内容

支援法附則第6条第4項に規定する学資支給基金の残余があるときの国庫納付の手続その他必要な事項を定める。

3. 施行期日

支援法の施行の日（令和2年4月1日から施行予定）

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要
綱

第一 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正

一 学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額

1 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「機構法施行令」という。）第一条第三項に規定する特定通信教育受講者（以下単に「特定通信教育受講者」という。）であるものを除く。）のうち、学資支給金の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、学校等及び通学形態の区分に応じ、第一種学資貸与金の上限の額から次の（一）及び（二）に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として学生又は生徒が一定の範囲で選択する額とするものとすること。
（機構法施行令第一条の二第一項関係）

（一）当該学生又は生徒につき二の1から4までにより算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒

が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

(二) 当該学生又は生徒につき学校等及び通学形態の区分に応じ、大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、機構法施行令第一条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次の(一)及び(二)に掲げる額の合計

額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならないものとすること。

（機構法施行令第一条の二第二項関係）

- (一) 特定通信教育受講者につき二の3及び4により算定される学資支給金の額
- (二) 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

二 学資支給金の額

- 1 学資支給金の月額は、次の(一)から(三)までに掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める額（(一)又は(三)に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とするものとすること。

（機構法施行令第八条の二第一項）

(一) 一〇〇円未満 学校等及び通学形態の区分に応じ、一七、五〇〇円から七五、八〇〇円までで定

める額

(二) 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

(三) 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、1にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める額(二)又は(三)に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額とするものとすること。

(機構法施行令第八条の二第二項関係)

(一) 一〇〇円未満 学校等の区分に応じ、二五、八〇〇円から四二一、五〇〇円までで定める額

(二) 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

(三) 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、1及び2にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、一年につき、当該(一)から(三)までに定める額とするものとすること。

(機構法施行令第八条の二第三項関係)

(一) 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

(二) 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

(三) 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4 1から3までの「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について(一)に掲げる額から(二)に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計を維持する者が

地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規

定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいうものとすること。

（機構法施行令第八条の二第四項関係）

（一）学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額に百分の六を乗じた額

（二）学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三百四十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

5 支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、1から4ま

でにかかわらず、これらにより算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とするものとすること。

（機構法施行令第八条の二第五項関係）

三 学資支給金の支給の期間

機構は、次の1又は2に掲げる者に該当する支給対象者に対し、当該1又は2に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとすること。

（機構法施行令第八条の三関係）

- 1 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するためには、四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。以下同じ。）
- 2 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第一百八条第九項、第一百二十二条又は第一百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその

在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

第一 経過措置

一 国庫納付金の納付の手続

1 機構は、支援法附則第六条第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、同条第一項に規定する旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度（以下「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならないものとすること。

（第三条第一項関係）

2 文部科学大臣は、1の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとすること。（第三条第二項関係）

二 国庫納付金の納付期限

国庫納付金は、最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならないものとすること。

(第四条関係)

三 国庫納付金の帰属する会計

国庫納付金は、一般会計に帰属するものとすること。

第二 施行期日

この政令は、支援法の施行の日から施行するものとすること。

(附則第一項関係)

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
内閣は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行に伴い、同法附則第六条
第四項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項並びに第十七条の
二第二項及び第三項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）三百四十八条第二項第十三号の
規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条—第五条）

附則

第一章 関係政令の整備

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表専修学校の項中「第八条の二第一項の表」及び「同表」を「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」に改め、同表備考第一号中「（第五号において「特定技術」という。）」を削り、「第六条」の下に「及び第八条の二」を加え、同表備考第四号中「含む」の下に「第八条の二第一項第一号の表を除き、」を加え、同表備考第五号を削り、同表備考第六号中「第八条の二第一項」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第七号中「第八条の二第一項」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同号を同表備考第六号とし、同条第三項中「第八条の二第三項」を「次条」に、「月額」を「額」に、「年当たり」を「その年当たり」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受

けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 号

。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受けれる者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該

学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる

額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2

機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならぬ。

- 一 特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額
- 二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第一条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

第八条の二を次のように改める。

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、次の各号に掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

大学 人が設置する大学 私立の大学	区 分	月 額
	自宅通学のとき	二九、二〇〇円
	自宅外通学のとき	六六、七〇〇円
	自宅通学のとき	三八、三〇〇円
自宅外通学のとき	七五、八〇〇円	一七、五〇〇円

備考	校		校機構及び公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この条において同じ。）	
	私立の高等専門学校	専修学校	自宅外通学のとき	三四、二〇〇円
	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学 法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校	自宅通学のとき	二六、七〇〇円	自宅外通学のとき
	私立の専修学校	自宅外通学のとき	四三、三〇〇円	自宅通学のとき
	自宅通学のとき	自宅外通学のとき	二九、二〇〇円	自宅外通学のとき
	自宅外通学のとき	六六、七〇〇円	七五、八〇〇円	自宅通学のとき

一 「大学」には、専攻科（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を除く。）及び別科を含まない（以下この条において同じ。）。

二 「第四学年及び第五学年」には、支援法第二条第二項に規定する高等専門学校の専攻科を含む。

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の一を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分		月額
大学	地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学 私立の大学	三三、三〇〇円 四二、五〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学 法人が設置する高等専門学校	二五、八〇〇円
専修学校	私立の高等専門学校 政法人が設置する専修学校	三五、〇〇〇円 三三、三〇〇円
私立の専修学校		四二、五〇〇円

二 一〇〇円以上二二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の一を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、

前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計を維持する者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課すことができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計を維持する者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この

項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号

(同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(同法第八条第十一項第四号(同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額に百分の六を乗じた額

二 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項

の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

5 支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（学資支給金の支給の期間）

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するためには、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するためには、二十四月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

（文部科学省令への委任）

第八条の四 前二条に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第一号中「又は第三項第三号」を「、第三項第三号又は第四項」に改める。

第二章 経過措置

(国庫納付金の納付の手続)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、大学等における修学の支援に関する法律附則第六条第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、同条第一項に規定する旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度（以下この項及び次条において「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく

、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第四条 国庫納付金は、最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第五条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。
(独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令の一部改正)
- 2 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「専修学校」の下に「大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 号）第一条の規定による改正前の」を加え

理 由

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、独立行政法人日本学生支援機構法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、学資支給基金に係る国庫納付の手続その他の必要な経過措置を定める必要があるからである。

- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）……………14
- 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）……………13
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十五号）……………1

改 正 案

現 行

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

専修学校	区分		月額
	(略)	(略)	
国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

専修学校	区分		月額
	(略)	(略)	
国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

則第十一條第一項を除き、以下同じ。)

(略) (略) (略) (略)

備考

一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条及び第八条の二）を除き、以下同じ。

二・三 （略）

四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（第八条の二第一項第一号の表を除き、以下同じ。）。

（削る）

五 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

六 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

（略）

則第十一條第一項を除き、以下同じ。)

(略) (略) (略) (略)

備考

一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条を除き、以下同じ。）。

二・三 （略）

四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（以下同じ。）。

（削る）

五 「専門課程」は、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。

六 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の二第一項の表において同じ。）。

七 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の二第一項の表において同じ。）。

（略）

則第十一條第一項を除き、以下同じ。)

(略) (略) (略) (略)

備考

3 2 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に

面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（次条において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、その年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万元未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育

面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（第八条の二第三項において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

（新設）

を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 | 機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一 特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第一項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に

(新設)

掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

（学資支給金の額）

第八条の二 学資支給金の月額は、次の各号に掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

専門	高等	人国立高等専門学校機構及き	地方公共団体、独立行政法	区 分		月 額
				大学	地方公共団体、国立大学法人が設置する大学	
自宅通学のと	き	とき	とき	自宅通学のと	二九、二〇〇円	二九、二〇〇円
自宅外通学のと	き	とき	とき	自宅外通学のと	六六、七〇〇円	六六、七〇〇円

（学資支給金の額）

第八条の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下この条において単に「学資支給金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校（第四項において「支給対象校」という。）に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

専門	高等	國立高等専門学校機構及び公	地方公共団体、独立行政法人	区 分		月 額
				大学	地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学	
自宅通学のと	き	とき	とき	自宅通学のと	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
自宅外通学のと	き	とき	のとき	自宅外通学のとき	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

立大学法人が設置する高等専修学校	門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この表及び次項において同じ。）	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校
のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき
自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学	自宅外通学
四〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき	のとき
私立の専修学校	学校	独立行政法人が設置する専修法人、国立大学法人及び地方法人、地方公共団体、独立行政法人	学校	専修	学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校	私立の高等専門学校

国立大学法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校又は国若しくは国立大学法人が設置する専修学校に在学する者が授業料の減免を受けた場合におけるその者に対する学資支給金の月額については、前項の表各項の下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下

欄に定める額の範囲内で機構の定める額とする。

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の一を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

2

支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

大学	区 分	月 額
地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学		三三、三〇〇円
私立の大学		四一、五〇〇円

3 特定通信教育受講者に対する学資支給金の月額については、第一項の表の大学の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が五〇、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

4

支給対象校に在学する者（その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であるものに限る。）が当該支給対象校に入学した月に支給される学資支給金の月額については、第一項の表各項の下欄又は前二項の規定にかかわらず、同表各項の下欄に定める額又は前二項の規定により機構の定める額にそれぞれ二四〇、〇〇〇円を加えた額とする。

高等	地方公共団体、独立行政法人、国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する	二五、八〇〇円
専門	高等専門学校	
学校	私立の高等専門学校	三五、〇〇〇円
専修	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が設置する	三三、三〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の一を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

3| 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4| 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除了した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端

数がある場合には、これを切り捨てた額とする。) (当該支給対象者は又はその生計を維持する者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課すことができるない者である場合には、零とする。) を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計を維持する者が学資支給金が支給される月の属する年度(当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。) 分の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。) の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四

項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額に百分の六を乗じた額

の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（地方自治法

（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定

する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の

同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者につい

ては、当該額に四分の三を乗じた額）

支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

（学資支給金の支給の期間）

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対しても、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者が

その在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門

学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が

二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令

（新設）

で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。)

二 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第一百八条第九項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

（文部科学省令への委任）

第八条の四 前二条に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（新設）

改 正 案

現 行

（法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産）

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号、第三項第三号又は第四項に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ・ロ （略）

二・三 （略）

（法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産）

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号又は第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ・ロ （略）

二・三 （略）

改 正 案

附 則

（経過措置）

第二条 （略）

2 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校（大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 号）第一条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

現 行

附 則

（経過措置）

第二条 （略）

2 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（抄）.....
- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）.....
- 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（抄）.....
- 大学等における修学の支援に関する法律施行令案（抄）.....
- 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）（抄）.....
- 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）（抄）.....
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）.....
- 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）（抄）.....
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）.....
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）.....
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）（抄）.....
- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）.....
- 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）.....
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百二十五号）（抄）.....

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（抄）

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区		分	月 額
(略)	(略)	(略)	(略)
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項の表において同じ。）、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十二条第一項を除き、以下同じ。）	自宅通学のとき 自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円
私立の専修学校	自宅通学のとき	一一〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき		

備考

一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条を除き、以下同じ。）。

二・三 (略)

- 四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（以下同じ。）。
- 五 「専門課程」は、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。
- 六 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の一第一項の表において同じ。）。
- 七 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の一第一項の表において同じ。）。

(学資支給金の額)

第八条の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下この条において単に「学資支給金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校（第四項において「支給対象校」という。）に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

大学	地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学	区分		月額
		自宅通学のとき	自宅外通学のとき	
私立の大学		自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円	
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この表及び次項において同じ。）	自宅外通学のとき	四〇、〇〇〇円	
専修学校	私立の高等専門学校	自宅通学のとき	一〇、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	三〇、〇〇〇円	
		自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	四〇、〇〇〇円	
		自宅通学のとき	一〇、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	三〇、〇〇〇円	

行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）

私立の専修学校	自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	四〇、〇〇〇円

2 国立大学法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校又は国若しくは国立大学法人が設置する専修学校に在学する者が授業料の減免を受けた場合におけるその者に対する学資支給金の月額については、前項の表各項の下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の範囲内で機構の定める額とする。

3 特定通信教育受講者に対する学資支給金の月額については、第一項の表大学の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が五〇、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

4 支給対象校に在学する者（その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であるものに限る。）が当該支給対象校に入学した月に支給される学資支給金の月額については、第一項の表各項の下欄又は前二項の規定にかかわらず、同表各項の下欄に定める額又は前二項の規定により機構の定める額にそれぞれ一四〇、〇〇〇円を加えた額とする。

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3（略）

（確認大学等の設置者による授業料等の減免）

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の减免を行うものとする。

2・3（略）

○大学等における修学の支援に関する法律施行令案（抄）

（授業料等減免の額）

第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号及び第三号において同じ。）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号及び第三号において同じ。）

大学

地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この表において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。同表において同じ。）が設置する大学（短期大学を除く。同表において同じ。）

私立の大学

短期大学

地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する短期大学

私立の短期大学

学科（夜間学
科を除く。）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

夜間学科

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

学科

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

学部（夜間学
部を除く。）

（略）

（略）

（略）

（略）

夜間学部

（略）

（略）

（略）

（略）

備考略

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額に三分の一を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額に三分の一を乗じた額

2 前項に規定する「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者及びその生計を維持する者について第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減免対象者又はその生計を維持する者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計を維持する者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 授業料等減免が行われる月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第一項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十

二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号) 第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二条項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) の合計額に百分の六を乗じた額

二 授業料等減免が行われる月の属する年度分の地方税法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額)

3 (略)

○生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号) (抄)

(種類)

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 (略)

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

三 第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適當と認めるもの

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 （略）

②～⑥ （略）

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(市町村民税に関する用語の意義)

第一百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 所得割 所得により課する市町村民税をいう。

三～十四 (略)

2～4 (略)

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しても市町村民税（第一号に該当する者については、第三百一十八条の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

2・3 (略)

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納稅義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額を

その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 前年中に災害又は盜難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第三百十三条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納稅義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額 イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下こ

の号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得

金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

口 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分

の金額を控除した金額とイに定める金額とのいづれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいづれか低い金額

二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者 その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）

三 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料（租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。）をいう。）を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額

四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法第二条第二項に規定する共済契約（政令で定めるものを除く。）に基づく掛け

ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛け又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛け金

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛け

五 前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛け金（第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第八項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存

死亡部分」という。)に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、口に規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。)又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金(ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 新生命保険料を支払った場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額(同年中において新生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)を控除した残額。

以下1及び3(i)において同じ。)が一万二千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超える三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超える五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2) 旧生命保険料を支払った場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額(同年中において旧生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(旧生命保険料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。以下2及び3(ii)において同じ。)が一万五千円以下である場合

当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超える四万円以下である場合 一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超える七万円以下である場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円

(3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

- (i) 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額
- (ii) 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

口 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第八項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下口において「介護医療保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（同年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下口において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額

(2) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(3) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超える場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(4) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場

(1) 合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

新個人年金保険料を支払った場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額 (同年中において新個人年金保険契約等に基づく剩余额の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剩余额若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余额又は割戻金の額 (新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。) を控除した残額。以下(1)及び(3i)において同じ。) が一万二千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超える三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超える五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2) (iv) 旧個人年金保険料を支払った場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額 (同年中において旧個人年金保険契約等に基づく剩余额の分配若しくは割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剩余额若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余额又は割戻金の額 (旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。) を控除した残額。以下(2)及び(3ii)において同じ。) が一万五千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超える四万円以下である場合 一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超える七万円以下である場合 一二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円

(3) (iv) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額 (当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円)

- (i) 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(1)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)から(iv)までに定める金額
- (ii) 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額
- (i v) (ii)までに定める金額

五の二 削除

五の三 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納稅義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（同年中ににおいて損害保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

六 障害者である所得割の納稅義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納稅義務者 各障害者につき一十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第四項及び第九項並びに第三百四十四条の六において同じ。）である場合には、三十万円）

七 削除

八 寡婦又は寡夫である所得割の納稅義務者 二十六万円

九 勤労学生である所得割の納稅義務者 二十六万円

十 控除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者 三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の人をいう。第九項及び第三百四十四条の六において同じ。）である場合には、三十八万円）

十一 自己と生計を一にする配偶者（他の所得割の納稅義務者の扶養親族とされる者並びに第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、前年の合計所得金額

額が七十六万円未満であるものに限る。) で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの(その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けている者を除く。) 次に掲げるその配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 前年の合計所得金額が四十五万円未満である配偶者 三十三万円

ロ 前年の合計所得金額が四十五万円以上七十五万円未満である配偶者 三十八万円からその配偶者の前年の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。) を控除した金額

ハ 前年の合計所得金額が七十五万円以上である配偶者 三万円

十一 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。)を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第九項及び第三百十四条の六において同じ。)である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。)である場合には三十八万円)

2 市町村は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十三万円を控除するものとする。

3 所得割の納税義務者が、第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

4 所得割の納税義務者の有する控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者(第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。)である場合には、当該特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円とする。

5 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいづれかとの同居を常況としている者(第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。)である場合には、当該老人扶養親族に係る第一項第十一号の金額は、四十五万円とする。

6 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する労働者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金

については、第一項第五号及び第五号の三の規定は、適用しない。

7 第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雜損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定によつて控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第五号の規定によつて控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第六号及び第四項の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、第一項第八号及び第三項の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第十号の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第十号の二の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、第二項の規定によつて控除すべき金額を基礎控除額といふ。

8 第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。

一 新生命保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けた二に掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）の二に掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基いて一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもの）を除く。）

ロ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基いて一定額の保険金等が支払われるもの

ハ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る

契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

二 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

一 旧生命保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したもの）又は同日以前に承認規定の承認を受けた亦に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金の本に掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号イに掲げる契約

ロ 旧簡易生命保険契約

ハ 生命共済契約等

二 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるものの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ 前号ニに掲げる規約又は契約

三 介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したもの）を除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号ニに掲げる契約

ロ 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるものの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四 新個人年金保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものと除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、口の保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいづれかとするものであること。

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛け金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ 当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五 旧個人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものと含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六 損害保険契約等 次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ 保険業法第一条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものと除く。）

ロ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

9 第一項、第三項、第四項又は第五項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第四項の規定に該当する控除対象配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第四項の規定に該当する扶養親族、第五項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の親族（扶養親族を除く。）が同日前に既に死亡している場合において、その親族がその所得割の納税義務者の第一百九十二条第

一項第十一号イ又は第十二号に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

10 所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三百十四条の六の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

11 前年の中途において所得割の納稅義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納稅義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

12 第一項及び第二項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

13 前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定によつて控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

(所得割の税率)

第三百十四条の三 (略)

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(調整控除)

第三百十四条の六 市町村は、所得割の納稅義務者については、その者の第三百十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納稅義務者の第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額

イ 五万円に、当該納稅義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(1) 障害者である所得割の納稅義務者又は障害者である控除対象配偶者若

(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 当該障害者一人につき一

				しくは扶養親族（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	万円
(2)	同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者			当該同居特別障害者一人につき二十二万円	(ii) 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき十万円
(3)	寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 (4)に掲げる者を除く。)			一万円	
(4)	第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者			五万円	
(5)	勤労学生である所得割の納税義務者			一万円	
(6)	控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者			五万円	
(7)	自己と生計を一にする第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）を有する所得割の納税義務者		(ii)(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 五万円 (ii)(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 五万円 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 十万円	一万円 五万円 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 三万円	(ii) 当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十万円未満である場合 三万円 当該控除対象配偶族が特定扶養親族である場合 親族一人につき五万円 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合 該特定扶養親族一人につき十八万円 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合
(8)	控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者				

(9)

同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者

該老人扶養親族一人につき十万円

口 当該納税義務者の合計課税所得金額

- 二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額
イ 五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

口 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

附 則

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等）

第三条の三 （略）

2・3 （略）

- 4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

- 5 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第一号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 一 当該納税義務者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
二 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条

の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

6 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三条の一 (略)

2~4 (略)

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第七項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第三項の規定は、適用しない。

6~8 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三条の三 (略)

2~4 (略)

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいづれか多い金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額（第七項第三号の規定により読み替えて適用される第三百四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の七・一（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の九・六）に相当する金額

二 （略）

6～8 （略）

（長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十四条 （略）

2・3 （略）

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額とし、これらの金額につき第六項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第四項及び第五項並びに附則第三十四条の三第三項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

5・6 （略）

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条 （略）

2～4 （略）

5 市町村は、当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の

所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の五・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の七・二）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6～8 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の二 （略）

2～4 （略）

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6～8 （略）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の二の二 （略）

2～4 （略）

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課稅譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項において準用する前条第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6～8 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課稅の特例)

第三十五条の四 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課稅雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

5・6 (略)

○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）（抄）

（事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等）

第八条　（略）

2 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第七項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二）の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。以下「道府県民税の所得割」という。）を課する。

3　（略）

4 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第一項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第九項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第六項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

5～7　（略）

8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三　（略）

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百十四条の二第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用利子等の額」とする。

五〇七 （略）

九・十 （略）

11 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇三 （略）

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百十四条の二第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用配当等の額」とする。

五〇七 （略）

12・13 （略）

（国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等）

第十二条 （略）

2・4 （略）

5 第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象国際運輸業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（第七項において「特例適用利子等」という。）に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第三項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第十二条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十二条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号」と、同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは「第十二条第五項において準用する前条第十七項第三号及び第十二条第十二項において準用する前条第十一項第二号、第十一项第九項において準用する前条第十三項第三号、第十二条第十一項において準用する前条第十九項第三号」と、同項第五号中「第八条第二項」とあるのは「第十二条第五項において準用する前条第十九項第三号」と読み替えるものとする。

6 第八条第四項から第六項までの規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象国際運輸業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第四項の規定の適用を受けるもの（第八項において「特例適用配当等」という。）に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第六項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第十二条第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第六項第四号」とあるのは「第十二条第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」とあるのは「第十二条第六項において準用する前条第十五条第三号」と、同項第五号中「第八条第四項」とあるのは「第十二条第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第六項第四号」とあるのは「第十二条第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」と読み替えるものとする。

7 (略)

8 第八条第九項から第十一項までの規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第十二条第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二条第八項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十二条第十項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中「第八条第九項」とあるのは「第十二条第八項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第九項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二条第八項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と読み替えるものとする。
(配当等に対する特別徴収に係る住民税の特例等)

第十六条 (略)

2 第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定非課税対象利子のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（第四項において「特例適用利子等」という。）に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第三項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十六条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号」と、同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは「第十

五条第十四項において準用する前条第一項第一号、第十五条第十五項において準用する前条第十三項第三号、第十五条第十七項において準用する前条第十九項第三号」と、同項第五号中「第八条第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十六条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号」と読み替えるものとする。

3 第八条第四項から第六項までの規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定非課税対象利子のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第一項の規定の適用を受けるもの（第五項において「特例適用配当等」という。）に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第六項第一号中「第八条第四項」とあるのは「第十六条第三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第六項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十五条第十六項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中「第八条第四項」とあるのは「第十六条第三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第六項第四号」とあるのは「第十六条第三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」と読み替えるものとする。

4 第八条第七項及び第八項の規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第一号中「第八条第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十六条第四項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と、同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは「第十五条第十四項において準用する前条第十一項第二号、第十五条第十五項において準用する前条第十三項第三号、第十五条第十七項において準用する前条第十七項第二号及び第十五条第十八項において準用する前条第十九項第三号」と、同項第五号中「第八条第七項」とあるのは「第十六条第四項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第七項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十六条第四項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

5 第八条第九項から第十一項までの規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第一号中「第八条第四項」とあるのは「第十六条第三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十六条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十五条第十六項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中「第八

条第九項」とあるのは「第十六条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第九項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは

「第十六条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と読み替えるものとする。

6～8 (略)

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等）

第三条の一の二 (略)

2～9 (略)

10 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。・

11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 (略)

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の一の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五～七 (略)

12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一

項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

13 (略)

14 第十二項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

15 一～三 (略)

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の一の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

16 五～七 (略)

17 15～18 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第一百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務

五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務

五の二 社会福祉事業に関する事務

五の三 知的障害者の福祉に関する事務

六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務

六の二 老人福祉に関する事務

七 母子保健に関する事務

七の二 介護保険に関する事務

八 障害者の自立支援に関する事務

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

九 食品衛生に関する事務

九の二 医療に関する事務

十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

十一 結核の予防に関する事務

十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務

十二 土地区画整理事業に関する事務

十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）（抄）

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一百八条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑩ （略）

第一百一十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第一百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産）

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号又は第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 宿舎の用に供する固定資産

ロ 他の者に貸し付けている固定資産

二 事業団が事業団法第二十三条第一項第九号に規定する業務の用に供する固定資産のうち事業団が所有し、かつ、経営する次に掲げる施設において直接その用に供するもの（イに掲げる施設において直接その用に供する固定資産にあつては、その利用について対価又は負担として支払るべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものを除く。）

イ 病院及び診療所

ロ 運動場、体育館、プール及びこれらに附属する施設

ハ 健康相談所

二 専ら負傷又は疾病の治つた者を収容し、その者の体力の回復を図るための施設

三 事業団が事業団法附則第五条第一項の規定により承継し、かつ、事業団法第二十三条第一項第六号から第九号まで、第二項又は第三項第一号

若しくは第二号に規定する業務の用に供する事務所（事業団が承継した日の前日において事業団法附則第七十二条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第四項の規定の適用があつたものに限る。）

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二一十五号）（抄）

附 則

（経過措置）

第一条（略）

2 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。